

三重県後期高齢者医療広域連合監査委員が保有する個人情報の保護に  
関する規程

平成19年3月28日監査委員告示第4号

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の規定に基づく三重県後期高齢者医療広域連合監査委員が保有する個人情報の保護については、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第8号）に定める例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。